

第8号議案

中間市公の施設における指定管理者の指定手続等に関する条例の一部を改正する条例

この条例を別紙のとおり制定することについて、地方自治法第96条第1項第1号の規定により、議会の議決を求める。

令和2年3月3日提出

中間市長 福田 浩

中間市公の施設における指定管理者の指定手続等に関する条例の一部を改正する条例

中間市公の施設における指定管理者の指定手続等に関する条例（平成17年中間市条例第14号）の一部を次のように改正する。

第1条中「中間市」を「本市」に改める。

第2条の見出しを「（公募）」に改め、同条中「委員会」を「教育委員会」に改め、同条第7号中「その他」を「前各号に掲げるもののほか、」に改める。

第3条中「団体は、」の次に「市長等が別に定める」を加え、同条第4号中「その他」を「前3号に掲げるもののほか、」に改める。

第4条第5号中「その他」を「前各号に掲げるもののほか、」に改める。

第5条第1項中「思慮」を「思料」に、「次項」を「第3項」に改め、同条第2項中「前項」を「前2項」に改め、「出資団体等」の次に「又は選定事業者」を加え、同項を同条第3項とし、同条第1項の次に次の1項を加える。

2 市長等は、民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律（平成11年法律第117号）第2条第4項に規定する選定事業によりその全部又は一部を整備する公の施設については、第2条の規定による公募によらず、当該公の施設に係る選定事業者（同法第2条第5項の選定事業者をいう。）を指定管理者の候補者として選定することができる。

第6条第1項中「前条」の次に「の規定」を加える。

第7条第2項第8号中「その他」を「前各号に掲げるもののほか、」に改める。

第8条中「管理の業務」を「管理業務」に改める。

第9条第1項中「、その他」を「その他」に、「管理の業務」を「管理業務」に、「又は一部」を「若しくは一部」に改め、同条第2項中「管理の業務」を「管理業務」に改める。

第10条第2号中「及び」を「並びに」に、「・理由」を「及び理由」に改め、同条第5号中「その他」を「前各号に掲げるもののほか、」に改める。

第11条第1項中「き損」を「毀損」に、「に規定する」を「の規定による」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

中間市公の施設における指定管理者の指定手続等に関する条例新旧対照表

改正後	改正前
<p>(趣旨)</p> <p>第1条 この条例は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項の規定に基づき、<u>本市</u>が設置する公の施設の管理を行わせる指定管理者の指定の手続等に関し必要な事項を定めるものとする。</p> <p><u>(公募)</u></p> <p>第2条 市長又は<u>教育委員会</u>（以下「市長等」という。）は、指定管理者に公の施設の管理を行わせようとするときは、次に掲げる事項を明示し、指定管理者になろうとする法人その他の団体（以下「団体」という。）を公募するものとする。</p> <p>(1)～(6) (略)</p> <p>(7) <u>前各号に掲げるもののほか、</u>市長等が指定する事項</p> <p>(指定管理者の指定の申請)</p> <p>第3条 前条の規定により指定管理者の指定を受けようとする団体は、<u>市長等が別に定める</u>申請書に次に掲げる書類を添えて、申請期間内に市長等に提出しなければならない。</p> <p>(1)～(3) (略)</p> <p>(4) <u>前3号に掲げるもののほか、</u>市長等が別に定める書類</p> <p>(選定方法等)</p> <p>第4条 市長等は、前条の規定に基づく申請書等の提出があったとき</p>	<p>(趣旨)</p> <p>第1条 この条例は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項の規定に基づき、<u>中間市</u>が設置する公の施設の管理を行わせる指定管理者の指定の手続等に関し必要な事項を定めるものとする。</p> <p><u>(募集)</u></p> <p>第2条 市長又は<u>委員会</u>（以下「市長等」という。）は、指定管理者に公の施設の管理を行わせようとするときは、次に掲げる事項を明示し、指定管理者になろうとする法人その他の団体（以下「団体」という。）を公募するものとする。</p> <p>(1)～(6) (略)</p> <p>(7) <u>その他</u>市長等が指定する事項</p> <p>(指定管理者の指定の申請)</p> <p>第3条 前条の規定により指定管理者の指定を受けようとする団体は、申請書に次に掲げる書類を添えて、申請期間内に市長等に提出しなければならない。</p> <p>(1)～(3) (略)</p> <p>(4) <u>その他</u>市長等が別に定める書類</p> <p>(選定方法等)</p> <p>第4条 市長等は、前条の規定に基づく申請書等の提出があったとき</p>

は、次に掲げる選定の基準に照らし総合的に審査し、最も相当と認める団体を指定管理者の候補者として選定するものとする。

(1)～(4) (略)

(5) 前各号に掲げるもののほか、市長等が別に定める事項

(公募によらない指定管理者の候補者の選定等)

第5条 市長等は、公の施設の性格、規模、機能等を考慮し、設置目的を効果的かつ効率的に達成するため、地域等の活力を積極的に活用した管理を行うことにより事業効果が期待できると思料するときは、第2条の規定による公募によらず、本市が出資している法人又は公共団体若しくは公共的団体（第3項において「出資団体等」という。）を指定管理者の候補者として選定することができる。

2 市長等は、民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律（平成11年法律第117号）第2条第4項に規定する選定事業によりその全部又は一部を整備する公の施設については、第2条の規定による公募によらず、当該公の施設に係る選定事業者（同法第2条第5項の選定事業者をいう。）を指定管理者の候補者として選定することができる。

3 前2項の規定により選定するときは、市長等は、あらかじめ第3条各号の事項について当該出資団体等又は選定事業者と協議を行うものとし、前条各号に照らし総合的に判断を行うものとする。

(指定管理者の指定)

第6条 市長等は、第4条又は前条の規定により選定した指定管理者の候補者について、地方自治法第244条の2第6項の規定による議会の議決があったときは、当該候補者を指定管理者に指定するものと

は、次に掲げる選定の基準に照らし総合的に審査し、最も相当と認める団体を指定管理者の候補者として選定するものとする。

(1)～(4) (略)

(5) その他市長等が別に定める事項

(公募によらない指定管理者の候補者の選定等)

第5条 市長等は、公の施設の性格、規模、機能等を考慮し、設置目的を効果的かつ効率的に達成するため、地域等の活力を積極的に活用した管理を行うことにより事業効果が期待できると思慮するときは、第2条の規定による公募によらず、本市が出資している法人又は公共団体若しくは公共的団体（次項において「出資団体等」という。）を指定管理者の候補者として選定することができる。

2 前項の規定により選定するときは、市長等は、あらかじめ第3条各号の事項について当該出資団体等と協議を行うものとし、前条各号に照らし総合的に判断を行うものとする。

(指定管理者の指定)

第6条 市長等は、第4条又は前条により選定した指定管理者の候補者について、地方自治法第244条の2第6項の規定による議会の議決があったときは、当該候補者を指定管理者に指定するものとする。

する。

2 (略)

(協定の締結)

第7条 (略)

2 前項の規定による協定で定める事項は、次のとおりとする。

(1)～(7) (略)

(8) 前各号に掲げるもののほか、市長等が別に定める事項

(業務報告の聴取等)

第8条 市長等は、公の施設の管理の適正を期するため、指定管理者に対し、その管理業務及び経理の状況に関し、定期に又は必要に応じて臨時に報告を求め、実地に調査し、又は必要な指示をすることができる。

(指定の取消し等)

第9条 市長等は、指定管理者が前条の指示に従わないときその他指定管理者の責めに帰すべき事由により当該指定管理者による管理を継続することができないと認めるときは、その指定を取り消し、又は期間を定めて管理業務の全部若しくは一部の停止を命ずることができる。

2 第6条第2項の規定は、指定管理者の指定の取消し又は管理業務の停止について準用する。

(事業報告書の作成及び提出)

第10条 指定管理者は、毎年度終了後60日以内に、その管理する公の

2 (略)

(協定の締結)

第7条 (略)

2 前項の規定による協定で定める事項は、次のとおりとする。

(1)～(7) (略)

(8) その他市長等が別に定める事項

(業務報告の聴取等)

第8条 市長等は、公の施設の管理の適正を期するため、指定管理者に対し、その管理の業務及び経理の状況に関し、定期に又は必要に応じて臨時に報告を求め、実地に調査し、又は必要な指示をすることができる。

(指定の取消し等)

第9条 市長等は、指定管理者が前条の指示に従わないとき、その他指定管理者の責めに帰すべき事由により当該指定管理者による管理を継続することができないと認めるときは、その指定を取り消し、又は期間を定めて管理の業務の全部又は一部の停止を命ずることができる。

2 第6条第2項の規定は、指定管理者の指定の取消し又は管理の業務の停止について準用する。

(事業報告書の作成及び提出)

第10条 指定管理者は、毎年度終了後60日以内に、その管理する公の

施設に関する次に掲げる事項を記載した事業報告書を作成し、市長等に提出しなければならない。ただし、年度の途中において前条の規定により指定を取り消されたときは、その取り消された日から起算して60日以内に当該年度の当該日までの間の事業報告書を提出しなければならない。

- (1) (略)
- (2) 利用状況並びに利用拒否等の件数及び理由
- (3)・(4) (略)
- (5) 前各号に掲げるもののほか、市長等が別に定める事項

(個人情報の取扱い)

第11条 指定管理者は、公の施設を管理するに当たって知り得た個人情報（以下この条において「保有個人情報」という。）を取り扱う場合については、漏えい、滅失又は毀損の防止など保有個人情報の適切な管理のため、第7条第1項の規定による協定に基づき必要な措置を講じなければならない。

2 (略)

施設に関する次に掲げる事項を記載した事業報告書を作成し、市長等に提出しなければならない。ただし、年度の途中において前条の規定により指定を取り消されたときは、その取り消された日から起算して60日以内に当該年度の当該日までの間の事業報告書を提出しなければならない。

- (1) (略)
- (2) 利用状況及び利用拒否等の件数・理由
- (3)・(4) (略)
- (5) その他市長等が別に定める事項

(個人情報の取扱い)

第11条 指定管理者は、公の施設を管理するに当たって知り得た個人情報（以下この条において「保有個人情報」という。）を取り扱う場合については、漏えい、滅失又はき損の防止など保有個人情報の適切な管理のため、第7条第1項に規定する協定に基づき必要な措置を講じなければならない。

2 (略)